

契 約 書

- 1 件 名 デスクトップパソコンの賃貸借（職員業務用）
- 2 契 約 期 間 契約締結の日から令和11年9月30日まで【長期継続契約】
- 3 履 行 期 間 令和7年10月1日から令和11年9月30日まで（48か月間）
- 4 賃 貸 借 料 月額 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）
- 5 契 約 保 証 金 月額賃貸借料に12を乗じて得た額の10分の1以上の額
- 6 管 轄 裁 判 所 広島地方裁判所

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 広島市東区温品一丁目8番23号
広島高速道路公社
理事長 友道 康 仁

受注者

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、仕様書等（別添の仕様書及びこれに対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 受注者は、その所有に係る別添仕様書に掲げるデスクトップパソコン及び周辺機器等（以下「物件」という。）を発注者に賃貸することとし、発注者は、これに対し代金を支払うものとする。

3 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

4 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委任等の禁止等)

第3条 受注者は、この契約の履行の全部又は一部を第三者に委任し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により、この契約の履行の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするについて発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、受注者は、この契約の履行の一部を次のいずれかに掲げる者に直接委任又は請け負わせてはならない。

(1) 発注者の競争入札参加資格の取消しを受けた者で、発注者の競争入札に参加することができない期間を経過しないもの。

(2) 発注者の指名停止の措置を受けた者で、指名停止の期間を経過しないもの。

3 受注者は、前項各号に掲げる者以外の者にこの契約の履行の一部を委任し、又は請け負わせた場合においては、当該一部の契約の履行の全部又は一部を、同項各号に掲げる者に再委任し、又は再下請負させてはならない。

4 受注者は、受任者又は下請負人を定めたときは、直ちに当該者の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知するとともに、第2項各号のいずれかに該当する者がいないことの確認を受けなければならない。

(物件の引渡し)

第4条 受注者は、発注者が指定する納入場所及び納入期限までに物件を設置し、発注者が使用できる状態に調整を完了し、発注者に引き渡さなければならない。

(保険)

第5条 受注者は、物件の賃貸借期間中、動産総合保険に加入するものとする。

(助言)

第6条 受注者は、物件に関する使用方法や異常発生時の対応等について、発注者が問合せ等を行うことができる受注者の連絡先を、履行期間の始期までに通知するものとする。

(管理上の注意)

第7条 発注者は、善良な管理者の注意をもって物件を管理するものとする。

(賃貸借料金の請求及び支払)

第8条 受注者は、1ヶ月毎にその期間満了後の賃貸借料の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に賃貸借料を支払うものとする。

- 3 発注者は、自己の責に帰すべき事由により料金の支払を遅延した場合は、受注者に対し、前項の支払期限到来の日の翌日から支払の日まで、年2.5%の割合で計算した遅延利息を加算して支払うものとする。

(予算の減額又は削除に伴う契約の変更又は解除)

第9条 前条の規定により、発注者が受注者に支払うべき金額について、翌年度以降において収入支出予算の当該金額について減額又は削減があった場合は、発注者はこの契約を変更又は解除することができる。

- 2 前項の規定により発注者がこの契約を変更又は解除し、受注者に損害が生じた場合は、受注者はその損失の補償を発注者に対して請求できるものとする。この場合における補償額は、発注者と受注者が協議して定める。

(契約の解除)

第10条 発注者は、前条の規定による場合のほか、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) この契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。
- (2) 第3条第1項から第3項までの規定に違反したとき。
- (3) 第14条第5項の規定に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、月額賃貸借料に12か月を乗じて得た額（以下「年額相当額」という。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第25号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第14条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

第12条 発注者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下この号において「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 受注者が、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下この号において「納付命

令」という。)を受け、当該納付命令が確定したとき。

(3) 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の規定による刑に処せられたとき。

2 前条第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

3 発注者は、第1項の規定により契約を解除することができる場合においては、契約を解除するか否かにかかわらず、年額相当額の10分の1に相当する金額を発注者が指定する期間内に支払うよう受注者に請求するものとする。ただし、逮捕等悪質性が際立つ場合は、更に年額相当額の10分の1に相当する金額を加算するものとする。

4 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合において、発注者が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。

第13条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)を代表する者をいう。以下同じ。)が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織(以下「暴力団」という。)の関係者(以下「暴力団関係者」という。)であると認められるとき。

(2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 受注者の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

2 第11条第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

(契約の保証)

第14条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。

ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関等の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、年額相当額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 契約月額の変更があつた場合には、保証の額が変更後の賃貸借料の年額相当額の10分の1以上に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求す

ることができる。

- 5 受注者がこの契約について第1項第4号の履行保証保険を締結した場合において、当該履行保証保険の履行保証保険期間の終期（以下「保険期間の終期」という。）が、この契約の履行期間の最終日に至らないものであるときは、受注者は、当該保険期間の終期の日から起算して7日前の日までに、当該保険期間の終期の日から翌日から1年間又は複数年間（この契約の残余の履行期間が当該1年間又は複数年間の途中で到来する場合にあっては、当該残余の履行期間の最終日まで）を新たな期間（以下「新たな対象期間」という。）とする履行保証保険契約を締結して発注者に提出するか、又は新たな対象期間に係る契約保証金を発注者に納付するものとする。新たな履行保証保険の保険期間の終期がこの契約の履行期間の最終日に至らないものであるときも、同様とする。

（暴力団又は暴力団関係者からの不当介入の排除）

第15条 受注者は、契約の履行に当たり暴力団又は暴力団関係者から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

- 2 受注者は、前項の場合において、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

- 3 受注者は、前項の規定による排除対策を講じたにもかかわらず、業務の履行に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と業務の履行時期に関する協議を行わなければならない。

- 4 受注者は、暴力団又は暴力団関係者から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

- 6 受注者は、前項の被害により業務の履行に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と業務の履行時期に関する協議を行うものとする。

（損害賠償）

第16条 発注者又は受注者は、自己の責めに帰すべき理由により、相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

（物件の返還）

第17条 発注者は、履行期間が満了したとき、又はこの契約の各条項に基づき契約が解除されたときは、受注者に対し、速やかに物件を返還するものとする。この場合において、当該返還に要する経費は、受注者の負担とする。

- 2 受注者は、物件の返還時に、受注者の負担により、工場出荷状態へ初期化するものとする。なお、メーカー独自のリカバリツールがある場合は、当該ツールを優先的に利用して良い。

（契約締結に要する費用負担）

第18条 この契約の締結に要する経費は、受注者の負担とする。

（守秘義務）

第19条 受注者は、この契約の履行に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約の終了後及び解除後も、同様とする。

（疑義の決定）

第20条 この契約の履行に関し、疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して、これを定めるものとする。